

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(株) 旭興自動車学校

資 産 の 部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[ 資産の部 ]	円	[ 負債の部 ]	円
流 動 資 産	309,523,048	流 動 負 債	51,715,379
現金及び預金	78,539,845	前 受 金	10,806,804
未 収 入 金	3,546,007	預 り 金	1,463,195
貯 蔵 品	2,813,874	未 払 金	12,058,400
前 払 費 用	354,123	未 払 費 用	12,509,535
短期貸付金	222,690,547	未 払 消 費 税	4,866,070
繰延税金資産	1,578,652	未払連結法人税	5,656,875
		未払地方法人税等	792,000
		賞与引当金	3,562,500
固 定 資 産	51,239,157		
有形固定資産	47,088,657	[ 純資産の部 ]	
建 物	24,219,633	株主資本	309,046,826
建物付属設備	2,583,654	資 本 金	20,000,000
構 築 物	3,151,378	利益剰余金	289,046,826
機 械 装 置	0	利益準備金	5,000,000
車 輛 運 搬 具	2,410,907	その他利益剰余金	284,046,826
工具器具備品	4,211,441	別途積立金	69,000,000
少額固定資産	278,444	繰越利益剰余金	215,046,826
リース資産	8,233,200	(内当期純利益)	( 17,077,528 )
建設仮勘定	2,000,000		
無形固定資産	4,100,500		
電話加入権	275,300		
リース資産	3,825,200		
投 資 等	50,000		
投資有価証券	50,000		
資 産 合 計	360,762,205	負 債 及 び 純 資 産 合 計	360,762,205

(第62期)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

投資有価証券(末上場)・・・移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

貯蔵品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

- ① 建物・・・定額法(平成10年4月1日以後取得分から)
- ② 建物付属・・・定率法
- ③ 構築物・・・定率法
- ④ 車両運搬・・・定額法
- ⑤ 器具備品・・・定額法

#### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における使用可能期間(5年)に基づく定額法

#### (3) リース資産・・・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

尚、リース物件の所有権が借主に移転すると認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金・・・従業員賞与については、支給期間に対応する見積額を計上している。

### 4. 消費税の会計処理方法

消費税の会計処理は税抜方式による。

### 5. 税効果会計の適用

平成11年度より適用している。

### 6. 連結納税制度の適用

平成16年度より連結納税制度を適用している。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 40,000株

### 2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成27年6月22日開催の株主総会において、次の通り決議している。

普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 4,000,000円
- (ロ) 配当の原資 第61期 利益剰余金
- (ハ) 1株当たりの配当額 100円
- (ニ) 基準日 平成27年3月31日
- (ホ) 効力発生日 平成27年6月23日

### 3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月21日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。

普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額 3,400,000円
- (ロ) 配当の原資 第62期 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額 85円
- (ニ) 基準日 平成28年3月31日
- (ホ) 効力発生日 平成28年6月22日

## (資産除去債務に関する注記)

当社は、親会社である旭化成株式会社及び旭化成オフィスワン株式会社(以下、両社)と「土地賃貸借契約書」を締結しており、当社所有の設備により、自動車運転教習及び講習を行っている。当社は、当該土地賃貸借契約書に基づき、契約終了時における現状回復義務を有している。

しかしながら、両社より賃借している土地で営んでいる教習業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて両社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該土地賃貸借契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて両社と協議の上現状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去費用の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

従って、当該資産除去債務については、決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。